

環境省における災害廃棄物の広域処理の推進体制

平成23年10月4日

環境省廃棄物対策課

1. 背景・目的

東日本大震災によって発生した膨大な災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、広域処理が必要であり、具体的な処理方法等を示した岩手県災害廃棄物処理詳細計画や宮城県災害廃棄物処理実行計画（第1次案）においても位置付けられている。

一方で、災害廃棄物の放射性物質による汚染を危惧する意見が各地で寄せられており、受入側の地方公共団体や住民の理解が重要であることから、環境省では、災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方、搬出側における安全性の確認方法について整理し、「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」としてとりまとめた。

このような中、東京都及び岩手県は、十分な安全性の検証を行ったうえで、9月30日に広域処理について基本協定を締結したところ。

今回の広域処理スタートを契機として、災害廃棄物の受入側地方公共団体や住民の理解を得つつ、被災した地方公共団体のニーズに応じた広域処理の推進を図る。

2. マッチングの進め方

- ① 環境省廃棄物対策課は、受入側地方公共団体から、受入可能な廃棄物の種類、焼却処理受入可能量、破碎処理受入可能量、埋立処理受入可能量、受入条件等（「受入情報」という。）について、受入側地方公共団体が所在する地方環境事務所（「所管地方環境事務所」という。）を通じて把握し、環境省現地災害対策本部（東北地方環境事務所及び各県内支援チーム）に提供する。
- ② 環境省現地災害対策本部は、①の情報を取りまとめ、被災側地方公共団体に受入情報を提供する。環境省現地災害対策本部は、被災側地方公共団体の希望を踏まえて、広域処理マッチングを進める案件を決定する。
- ③ 環境省現地災害対策本部は、所管地方環境事務所に連絡し、所管地方環境事務所が受入側地方公共団体に連絡を行う。
- ④ 所管地方環境事務所は、被災側地方公共団体、環境省現地災害対策本部、受入側地方公共団体及び所管地方環境事務所からなるキックオフミーティングの開催について調整する。
- ⑤ その後は、当事者同士の調整を原則としつつ、環境省現地災害対策本部、所管地方環境事務所は、被災側地方公共団体、受入側地方公共団体間の調整を行う。

⑥ 所管地方環境事務所は、受入側地方公共団体の地元住民理解促進のため、有識者を派遣することが効果的であると判断する場合には、環境省廃棄物対策課に連絡を行い、有識者派遣を手配することができる。

⑦ 環境省現地災害対策本部は、広域処理の進捗状況を管理する。

3. その他の環境省による支援

広域処理推進会議を開催することにより、被災側地方公共団体、受入側地方公共団体に、安全性評価に関する情報、実施事例、住民説明用資料等について情報提供を行う。

災害廃棄物の運搬等に関して、地方公共団体の意向を把握しつつ、関係省庁と連携し必要な協力を行う。

4. 民間事業者（リサイクル業者、産業廃棄物処理業者等）による受入

災害廃棄物の受入を希望する民間事業者は、所在地方公共団体に連絡し、当該地方公共団体より、所管地方環境事務所宛てに受入情報を登録することとする。民間事業者からの相談は、所管地方環境事務所が行うものとし、受入側地方公共団体との調整を図る。

5. 広域処理の相談窓口

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

（電話）03-5501-3154、（FAX）03-3593-8263

（電子メール）hairi-haitai@env.go.jp

○環境省現地災害対策本部（東北地方環境事務所）【青森県、秋田県、山形県担当】

（電話）022-722-2871、（FAX）022-724-4311

（電子メール）REO-TOHOKU@env.go.jp

○環境省現地災害対策本部岩手県内支援チーム【岩手県担当】

（電話）019-629-3035、（FAX）019-625-7712

○環境省現地災害対策本部宮城県内支援チーム【宮城県担当】

（電話）022-211-2687、（FAX）022-211-2390

○北海道地方環境事務所【北海道】

環境事務所環境対策課

（電話）011-299-1952、（FAX）011-736-1234

（電子メール）REO-HOKKAIDO@env.go.jp

○関東地方環境事務所【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県】

(電話) 048-600-0814、 (FAX) 048-600-0517

(電子メール) HAIRI-KANTO@env.go.jp

○中部地方環境事務所【富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県】
廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 052-955-2132、 (FAX) 052-951-8889

(電子メール) RE0-CHUBU@env.go.jp

○近畿地方環境事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県】
廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 06-4792-0702、 (FAX) 06-4790-2800

(電子メール) RE0-KINKI@env.go.jp

○中国四国地方環境事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県】
廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 086-223-1584、 (FAX) 086-224-2081

(電子メール) RE0-CHUSHIKOKU@env.go.jp

○高松事務所【徳島県、香川県、愛媛県及び高知県】
廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 087-811-7240、 (FAX) 087-822-6203、

(電子メール) MOE-TAKAMATSU@env.go.jp

○九州地方環境事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県】
九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 096-214-0328、 (FAX) 096-214-0349

(電子メール) RE0-KYUSHU@env.go.jp